

国空空技第632号  
令和6年3月22日

東京航空局次長 殿  
大阪航空局次長 殿  
航空保安大学校長 殿  
札幌航空交通管制部長 殿  
東京航空交通管制部長 殿  
神戸航空交通管制部長 殿  
福岡航空交通管制部長 殿  
北海道開発局 港湾空港部 空港・防災課長 殿  
東北地方整備局 港湾空港部長 殿  
北陸地方整備局 港湾空港部長 殿  
関東地方整備局 港湾空港部長 殿  
中部地方整備局 港湾空港部長 殿  
近畿地方整備局 港湾空港部長 殿  
中国地方整備局 港湾空港部長 殿  
四国地方整備局 港湾空港部長 殿  
九州地方整備局 港湾空港部長 殿  
国土技術政策総合研究所 管理調整部長 殿

航空局 航空ネットワーク部 空港技術課長  
(公印省略)

空港土木工事における建設現場の「週休2日」の取得に要する  
工事費等の補正の一部改定について（試行）

標記について、建設業の働き方改革の実現に向けて、建設現場の「週休2日」を推進するため、『空港土木工事における建設現場の「週休2日」の推進に係る工事費等の補正について（試行）令和2年3月27日付け国空空技第577号』により、週休2日を実現した工事の工事費等の補正を実施してきたところであるが、週休2日の取組状況等を踏まえ、市場単価方式及び土木工事標準単価による積算について、週休2日の達成状況に応じた補正係数を設定し、下記のとおり試行することとしたので通知する。

なお、令和3年3月1日付け国空空技第345号通達は、本通達の適用をもって廃止する。

## 記

### 1. 試行対象工事

試行対象工事は、原則として、空港請負工事積算基準を適用する全ての工事（ただし、維持工事は除く。）とする。

### 2. 積算方法等

#### (1) 補正係数

週休2日の確保に取り組む工事において、対象期間中の現場の閉所状況に応じて、以下のとおり、それぞれの補正係数を乗じるものとする。市場単価方式及び土木工事標準単価については、別表1「週休2日制工事における市場単価積算の補正係数」及び別表2・3「週休2日制工事における土木工事標準単価積算の補正係数」の補正係数を乗じるものとする。

#### 【月単位の週休2日適用工事（4週8休以上）】

・労務費	1.04
・機械経費（賃料）	1.02
・共通仮設費率	1.03
・現場管理費率	1.05

#### 【通期の週休2日適用工事（4週8休以上）】

・労務費	1.02
・機械経費（賃料）	1.02
・共通仮設費率	1.02
・現場管理費率	1.03

#### (2) 補正方法

入札説明書等において、月単位の週休2日に取り組む旨を明記するとともに、月単位の4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成するものとする。

なお、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たないものは通期の週休2日の補正係数に変更するものとし、通期の4週8休に満たないものについては、通期の週休2日の補正係数を除した変更を行うものとする。

また、提出された工程表が月単位の週休2日又は通期の週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に月単位の週休2日又は通期の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、必要に応じ、工事成績評定実施要領に基づく点数を減ずる措置を行うものとする。

### 3. 用語の説明

1) 月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

- 2) 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、夏期休暇（3日間）、年末年始休暇（6日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、空港の運用制限により作業が中止となった期間のほか、発注者があらかじめ週休2日の対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。
- 3) 現場閉所とは、降雨、降雪等による中止を含め現場作業（巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を除く）を行っていない状態をいう。
- 4) 月単位の4週8休とは、対象期間内の全ての月毎の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日／28日）の水準の状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものと見なす。

通期の4週8休とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8日／28日）の水準の状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

#### 4. 条件の明示

特記仕様書に別紙に示す内容を明示するものとする。なお、必要に応じて、記載内容を追加又は変更してもよい。

#### 5. 実施状況の確認

「週休2日」の実施状況の確認は、工事着手前に週休2日に取組む旨を受注者に確認した上で、実施工程表等の実施状況の報告を求め、監督職員が月1回以上確認するものとする。なお、「週休2日」の推進にあたっては、日々の時間外労働が大幅に増えないように留意するものとする。

#### 6. 適用

本通達は、令和6年4月1日以降に入札書提出期限日を設定している工事に適用するものとする。

## 週休2日制工事における市場単価積算の補正係数

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		通期	月単位	通期	月単位
鉄筋工		1.02	1.04	1.02	1.04
ガス圧接工		1.02	1.03	1.02	1.03
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工 (ガードレール)	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工 (ガードパイプ)	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工 (横断・転落防止柵)	設置	1.02	1.04	1.02	1.04
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工 (落石防護柵)		1.01	1.01	1.01	1.01
防護柵設置工 (落石防止網)		1.01	1.02	1.01	1.02
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.00	1.00
	撤去・移設	1.02	1.03	1.01	1.03
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
法面工		1.01	1.02	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.03	1.01	1.03
鉄筋挿入工 (ロックボルト工)		1.02	1.03	1.01	1.03
道路植栽工	植樹	1.02	1.04	1.02	1.04
	剪定	1.02	1.04	1.02	1.04
公園植栽工		1.02	1.04	1.02	1.04
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.04	1.02	1.04
橋面防水工		1.01	1.01	1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.01	1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01	1.00	1.01
軟弱地盤処理工		1.01	1.02	1.01	1.02
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1.01	1.01	1.01	1.01

- ・本通知は、令和6年4月1日以降に入札公告等を行う工事に適用する。  
また、既契約工事については、本通知の適用対象外とする。

## 週休 2 日制工事における土木工事標準単価積算の補正係数

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		通期	月単位	通期	月単位
区画線工		1.02	1.04	1.02	1.04
高視認性区画線工		1.02	1.04	1.02	1.04
橋梁塗装工		1.01	1.03	1.01	1.03
構造物とりこわし工	機械	1.02	1.03	1.01	1.03
	人力	1.02	1.04	1.02	1.04
コンクリートブロック積工		1.02	1.04	1.02	1.03
排水構造物工		1.02	1.04	1.02	1.03
鋼製排水溝設置工		1.02	1.04	1.02	1.04
表面被覆工 (コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	1.02	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.02	1.01	1.02
表面含浸工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
剥落防止工 (アラミドメッシュ)	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
防草シート設置工		1.01	1.03	1.01	1.03
紫外線硬化型 FRP シート設置工 (ポリエステル樹脂)	固定足場	1.01	1.02	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.04	1.02	1.04
バキュームブラスト工		1.01	1.01	1.00	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
仮設防護柵設置工 (仮設ガードレール)		1.02	1.04	1.02	1.04
機械式継手工		1.02	1.04	1.02	1.04
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.02	1.03	1.01	1.02
ノンコーキング式コンクリート ひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
FRP 製格子状パネル設置工		1.00	1.00	1.00	1.00
侵食防止用植生マット工 (養生マット工)		1.02	1.04	1.02	1.04
支承金属溶射工		1.02	1.04	1.02	1.04
耐圧ポリエチレンリブ管 (ハウエル管) 設置工		1.02	1.03	1.02	1.03

- ・本通知は、令和 6 年 4 月 1 日以降に入札書提出期限が設定されている工事に適用する。  
また、既契約工事については、本通知の適用対象外とする。
- ・対象工事のうち、令和 6 年 4 月 1 日以降に入札公告等を行う工事に適用する補正係数については、別表 2 を適用する。
- ・対象工事のうち、令和 6 年 3 月 31 日までに入札公告等を行う工事に適用する補正係数については、別表 3 を適用する。

## 週休2日制工事における土木工事標準単価積算の補正係数

名称	区分	補正係数					
		現場閉所			交替制		
		4週6休以上、 4週7休未満	4週7休以上、 4週8休未満	4週8休以上	4週6休以上、 4週7休未満	4週7休以上、 4週8休未満	4週8休以上
区画線工		1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
高視認性区画線工		1.01	1.03	1.04	1.01	1.03	1.04
橋梁塗装工		1.01	1.02	1.03	1.01	1.02	1.03
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.03	1.04	1.01	1.02	1.04
	人力	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
コンクリートブロック積工		1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.04
排水構造物工		1.01	1.03	1.05	1.01	1.02	1.04
鋼製排水溝設置工		1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
表面被覆工 (コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	1.02	1.03	1.01	1.02	1.03
	高所作業車	1.01	1.02	1.03	1.01	1.02	1.03
表面含浸工	固定足場	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
	高所作業車	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.04
連続繊維シート補強工	固定足場	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
	高所作業車	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.04
剥落防止工 (アラミドメッシュ)	固定足場	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
	高所作業車	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.04
漏水対策材設置工	固定足場	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
	高所作業車	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.04
防草シート設置工		1.01	1.02	1.04	1.01	1.02	1.04
紫外線硬化型 FRP シート設置工 (ポリエステル樹脂)	固定足場	1.01	1.02	1.02	1.00	1.01	1.02
	高所作業車	1.00	1.01	1.02	1.00	1.01	1.02
塗膜除去工		1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
バキュームブラスト工		1.00	1.01	1.02	1.00	1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00	1.01	1.00	1.00	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
仮設防護柵設置工 (仮設ガードレール)		1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
機械式継手工		1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.01	1.03	1.04	1.00	1.01	1.02
ノンコーキング式コンクリート ひび割れ誘発目地設置工		1.00	1.01	1.02	1.00	1.01	1.02
FRP 製格子状パネル設置工		1.00	1.00	1.01	1.00	1.00	1.01
侵食防止用植生マット工 (養生マット工)		1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
支承金属溶射工		1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
耐圧ポリエチレンリブ管 (ハウエル管) 設置工		1.01	1.03	1.04	1.01	1.02	1.04

## &lt;特記仕様書記載例&gt;

## 第〇条 週休2日制適用工事

1. 本工事は、監督職員と受注者双方が工程調整を行うことにより、週休2日を達成するよう工事を実施する「週休2日制適用工事」の試行である。
2. 週休2日の考え方は、下記のとおりである。
  - ① 週休2日  
月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。  
通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
  - ② 対象期間  
対象期間とは、工事着手日から工事完成までの期間をいう。なお、夏期休暇（3日間）、年末年始休暇（6日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、空港の運用制限により作業が中止となった期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間等（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
  - ③ 現場閉所  
現場閉所とは、降雨、降雪等による中止を含め現場作業（巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を除く。）を行っていない状態をいう。
  - ④ 4週8休  
月単位の4週8休とは、対象期間内の全ての月毎の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、**28.5%**（8日／28日）の水準の状態をいう。  
ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では**28.5%**に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（**28.5%**）以上を達成しているものと見なす。  
通期の4週8休とは、対象期間内の現場閉所率が、**28.5%**（8日／28日）の水準の状態をいう。  
なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
3. 週休2日制に掛かる費用については、当初積算において月単位の4週8休以上の達成を前提として下表に示す補正対象経費に補正係数を乗じるものとし、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たなかった場合には、現場閉所の状況に応じて、設計変更を行うものとする。

<補正係数>

【月単位の週休2日適用工事（4週8休以上）】

- ・ 労務費 1. 0 4
- ・ 機械経費（賃料） 1. 0 2
- ・ 共通仮設費率 1. 0 3
- ・ 現場管理費率 1. 0 5

【通期の週休2日適用工事（4週8休以上）】

- ・ 労務費 1. 0 2
- ・ 機械経費（賃料） 1. 0 2
- ・ 共通仮設費率 1. 0 2
- ・ 現場管理費率 1. 0 3